

令和8年度（2026年度）国民健康保険料の賦課状況について

1 令和8年度当初賦課決定額

（単位：千円）

区 分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	比較（C=A-B）	伸 率 （C/B）
現年賦課分	10,701,130	10,096,776	604,354	5.99%
内 医 療（基礎）分	6,953,079	6,772,504	180,574	2.67%
内 支 援 金 分	2,575,257	2,466,334	108,924	4.42%
内 介 護 分	918,700	857,938	60,762	7.08%
内 子 ども 分	254,094	—	254,094	—

※数値は、四捨五入して端数を整理しているため、合計値が異なる場合がある。

※内訳について

医療（基礎）分とは、療養の給付に充てる部分

支援金分とは、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分

介護分とは、介護納付金の納付に要する費用に充てる部分

子ども分とは、子ども・子育て支援金の納付に要する費用に充てる部分

(1) 賦課状況

現年賦課分全体では、前年度比 5.99%の増となり、内訳としては、医療(基礎)分については 2.67%の増、支援金分については 4.42%の増、介護分については 7.08%の増、子ども分は皆増となった。

(2) 国民健康保険料の当初納入通知書は、6月17日（水）に発送した。

2 世帯数及び被保険者数の状況（5月末現在）

（単位：世帯、人）

区 分	令和8年度(D)	令和7年度(E)	比 較 (F=D-E)	伸 率 (F/E)
世 帯 数	59,282	59,509	△227	△0.38%
被保険者数	71,130	72,210	△1,080	△1.50%
介護2号被保険者 人数（内数）	24,260	24,786	△526	△2.12%

※介護2号被保険者とは、40歳以上65歳未満の医療保険加入者（介護保険法第9条）

3 保険料率等の比較

区 分		令和8年度	令和7年度
医療(基礎)分	均等割額	47,100 円 (未就学児は 23,550 円)	45,600 円 (未就学児は 22,800 円)
	所得割額	算定基礎額×8.03%	算定基礎額×7.92%
	最高限度額	670,000 円	660,000 円
支 援 金 分	均等割額	17,400 円 (未就学児は 8,700 円)	16,200 円 (未就学児は 8,100 円)
	所得割額	算定基礎額×2.94%	算定基礎額×2.87%
	最高限度額	260,000 円	260,000 円
介 護 分 ※1	均等割額	17,700 円	17,400 円
	所得割額	算定基礎額×2.53%	算定基礎額×2.20%
	最高限度額	170,000 円	170,000 円
子 ど も 分 ※2	均等割額	1,873 円	—
	所得割額	算定基礎額×0.27%	—
	最高限度額	30,000 円	—
合 計	均等割額	84,073 円 (未就学児は 32,250 円)	79,200 円 (未就学児は 30,900 円)
	所得割額	算定基礎額×13.77%	算定基礎額×12.99%
	最高限度額	1,130,000 円	1,090,000 円

※1 介護分は、40 歳から 64 歳の被保険者に賦課される。

※2 子ども分は、18 歳未満は均等割額が全額軽減され、軽減した額は 18 歳以上の被保険者で負担する。